

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月9日（月）午前10時00分～10時30分

2. 開催場所 能勢町役場本館第2会議室

3. 出席委員 （10人）

農業委員	1番	前田	宗良
	3番	福井	明房
	4番	辰野	卓爾
	5番	原田	富生
	8番	新谷	広治
	10番	石塚	成子
	12番	福中	繁信
	13番	成田	周平

推進委員	7番	乾	義夫
	9番	田淵	敏彦

4. 傍聴者（1名） ●● ●●

5. 議事日程

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の協議について

議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定による農用地用途変更について

議案第7号 農業経営基盤強化促進第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古畑 まき

書 記 辻本 龍馬

7. 会議の概要

会 長 皆様、おはようございます。今日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。5月に入り農繁期で忙しいと思います。慎重審議はいたしますが、速やかに進めていきたいと思います。それでは議事に入ります。

局 長 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数に達していますので本日の会議は成立しています。例によりまして、議長は会長をお願いいたします。

議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 大上委員、6番 龍見委員、7番 木田委員、推進委員より6番 東委員、8番 井下委員より出ております。

議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、4番 辰野委員、5番 原田委員をお願いします。

議 長 つづきまして、議案第4号 農地法第3条に規定による所有権移転許可について事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号4番について、田淵委員をお願いします。

田淵委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町平通 ▲▲▲ 畑 168㎡

4月25日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、譲受人である●●氏に売買の相談があり、申請があったものです。譲受人である●●氏は、農地で主に野菜などを栽培されており、当該地は現在、休耕農地であるため、取得後は植え付け準備のため、耕運に着手し、野菜の作付けにより契約販売の計画を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、下限面積についても許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。

地区担当委員より本件に対する意見を頂いたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮り致します。議案第4号について申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議長 異議がないようですので、原案どおり許可することと致します。

議長 つづきまして、議案第5号 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用の協議について事務局より説明願います。

事務局 議案第5号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号4番について、田渕委員お願いします。

田渕委員 農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による農地転用協議について

申出書 ●● ●●

申請地 能勢町山辺 ▲▲▲ 田 2. 25 m²

4月25日に現地確認を行いました。

この申し出につきましては、申請者は●●で転用目的は、携帯電話会社ソフトバンクの基地局設置のための転用協議でございます。設置理由につきましては、当該周辺地域は、地形上の制約を受ける地域で、携帯電話の電波状況が弱電波や不通話地域があり、その解消を図るものです。当該地の選定理由につきましては、必要最小限の施設により、十分に通話エリアが確保できる位置にあることから当該地を選定されました。転用面積は、79 m²の内2. 25 m²で、基地局の内訳は、無線装置1台、電源箱1台、地上14. 8 mコンクリート柱1本となっています。工事期間は、協議完了後から令和4年6月14日までで権利の種類は賃貸借権です。当該地は、現在、田として利用されておりますが、基地局設置後も耕作に支障がないように考慮した配置となっていることや、転用面積が必要最小限であることから、今回の農地転用については、やむを得ないと思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 他にご質問等ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第5号について届出のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり許可することにいたします。

議 長 つづきまして、議案第6号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定による農用地用途区分変更について事務局より説明願います。

事務局 議案第6号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適推進委員 地区担当に意見を求めます。
番号7番について、乾委員お願いします。

乾委員 農用地用途区分変更について

申請者 ●● ●●

申請地 能勢町山田 ▲▲▲の一部 田 2,192㎡(336,3㎡)

4月25日に、現地確認を行いました。

申請者は、農業を営んでおり、親族所有の農機具類を共同で利用しておりましたが、農業経営規模の拡大を計画しており、今回借用をやめ、単独で農機具等を購入するため、新たに農業用倉庫を建築されるということです。土地の選定にあたっては、主な耕作場所が当該地付近に集中していることから、農作業の効率化を図ることができる当該地を選定されました。申請にあたり、地元関係者、隣接農地所有者、土地改良区等から同意が出ております。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご質問等ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第5号について届出のとおり許可することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 ないようですので、議案第6号について届出のとおり許可することと致します。

議 長 つづきまして、議案第7号 農業経営基盤強化促進第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について説明。

議 長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議 長 ないようですので、お諮りを致します。議案第7号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

議 長 異議がないようですので、原案どおり承認することに致します。

議 長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 次回の総会の日程について

日 時：6月7日（火）
会 場：役場本館 第2会議室
開催時間：午前10時より

大阪農業時報を配布しております。目を通して頂ければと思います。

時報にも書いてありますが、5月31日に会長大会があります。3年ぶりの開催で、能勢町も会長に出席していただきます。

議 長 他の委員からご意見はありませんか。

議 長 先月、農業会議に出席し、案件として大阪農業推進計画がありました。イノシシやシカ等による獣害被害によって遊休農地が増え、その結果、農地に異物が置いてあるなどの違法転用に繋がっています。そのような事案があった場合には、指導していく方向で皆さんの意見を聞き進めていく方向性です。

各委員 なし。

議 長 以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。
ありがとうございました。